

第4章 施策の展開

基本目標 1

総合的な子ども・子育て支援事業の充実

教育・保育施設（保育所・認定こども園）の整備・充実及び地域子ども・子育て支援事業を骨格にして、市民協働で子ども・子育て関連事業を総合的に推進します。

経済的に恵まれない家庭の子どもをはじめ、特別な配慮を必要とする子ども・子育て家庭に対してきめ細かな支援を充実します。

市民の子育てに伴うニーズは、保育所や認定子ども園（幼稚園）等のサービスの充実をはじめ、保健・医療や教育、生活環境等多岐に渡っています。公的サービス等の社会的な整備や支援が必要な課題も多くあり、総合的な対策が必要となっています。

とりわけ、経済的な支援や特別な配慮を必要とする子どもや子育て家庭には、きめ細かな支援事業の充実が必要です。

子ども・子育て支援新制度では、市民のニーズに対応した事業を実施することとしており、新制度の定着とともに、事業の円滑な実施を図ることが求められています。

施策の方向

- 1 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の一体的整備
- 2 多様な子育て支援事業の充実
- 3 きめ細かな子ども・子育て家庭への支援
- 4 相談・情報提供の充実

施策の方向 1 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の一体的整備

子ども・子育て支援新制度のもとで、保育所及び幼稚園、認定こども園は市の「確認」を受けて、特定教育・保育施設として事業を行います。また、小規模保育事業（定員 19 人以下）等についても、市の「確認」を受けると、特定地域型保育事業となります。

一方、これらの教育・保育サービスを利用したい人は、子ども・子育て支援法に基づいて、市に子どもの「認定区分」（注）の申請を行い、認定証の交付を受けることにより、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業を利用することになります。

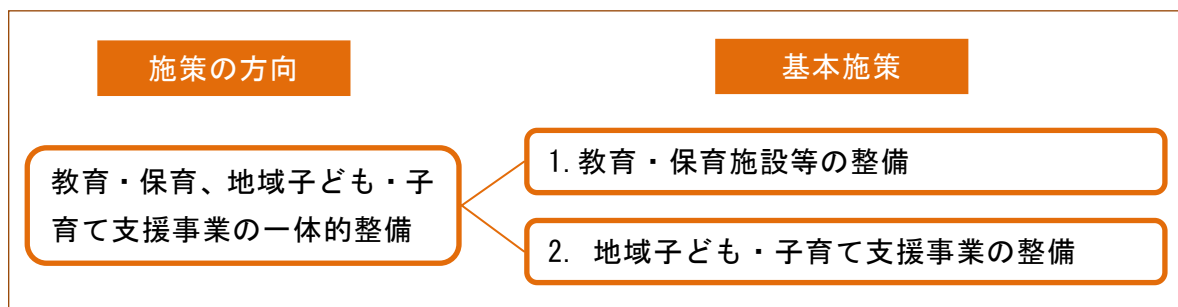
（注）認定区分：子ども・子育て支援法第 19 条は、第 1 号認定（満 3 歳以上で第 2 号認定を除く就学前の子ども）、第 2 号認定（満 3 歳以上で保育を必要とする就学前の子ども）、第 3 号認定（満 3 歳未満の保育を必要とする子ども）の 3 つの認定区分を定めています。

子ども・子育て支援新制度における地域子ども・子育て支援事業については、教育・保育施設で実施される時間外保育事業（延長保育事業）や一時預かり事業（幼稚園での預かり保育を含む）等、主に教育・保育を必要とする子ども・子育てに対して行う支援事業があります。

また、地域子育て支援拠点事業や乳児家庭全戸訪問事業等は、保育を必要としている子どもであるか否かにかかわらず幅広く子育てを支援する事業です。就学児童に対する放課後児童クラブなども地域子ども・子育て支援事業です。

施策の方向

- ① 特定教育・保育施設については、就労状況の変化等にもなう市民の教育・保育ニーズの多様化や高まりに対応できるように、計画的に推進します。特定地域型保育事業については、市民ニーズを勘案して、適宜、整備を検討します。
- ② 子ども・子育て支援法で定める地域子ども・子育て支援事業については、市民ニーズに基づき、計画的な実施を図ります。



基本施策 1-1-1. 教育・保育施設等の整備

保育所、認定子ども園の「確認」を推進し、市民ニーズに対応できるように利用定員の確保を図ります。また、事業者の意向を尊重しながら、認定子ども園への移行・拡充を促進します。

地域型保育事業には、小規模保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業の4つの類型があります。市の確認を受ける特定地域型保育事業は、市民ニーズを勘案して、適宜、整備を検討し、市の条例により適正な設置・運営が行われるようにします。

①保育所の整備（社会福祉課）

○保育を必要とするすべての子どもの入所希望に対応するとともに、多様化する市民ニーズに対応できるように、保育所の整備・充実を図ります。

②認定こども園の整備（社会福祉課、学校教育課）

○保育機能と教育機能を備えた教育・保育施設として、市民ニーズの多様化・高度化に対応できるように、認定こども園の整備・充実を図ります。

③地域型保育事業の整備（社会福祉課）

○市民ニーズを勘案して、適宜、事業者の育成を行い、整備を図ります。

基本施策 1-1-2. 地域子ども・子育て支援事業の整備

子ども・子育て支援法で定める事業については、「第5章 子ども・子育て支援重点事業」の供給目標及び実施方針に従って、以下の事業を推進します。

①時間外保育事業（社会福祉課）

○保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、保育所や認定こども園で保育を実施します。

②放課後児童健全育成事業（社会福祉課）

○保護者が労働等で昼間家庭にいない小学校に就学している子どもに対し、授業の終了後に保育所及び認定こども園等民間の各児童施設に児童クラブを設置し、対象者を6年生まで拡充して、適切な遊びや生活の場を与えます。

③子育て短期支援事業（社会福祉課）

○保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった子どもについて、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行います。

④地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター・中郷こどもの家）（社会福祉課）

○乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行います。

⑤一時預かり事業（社会福祉課）

○家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間、保育所、認定こども園、地域子育て支援拠点その他の場所で一時的に預かり、必要な保育を行います。

⑥病児・病後児保育事業（社会福祉課）

○病児を病院・保育所等に付設された専用スペース等で看護師等が一時的に保育します。また保育中に体調不良となった子どもを保育所医務室等で看護師等が緊急的に対応します。

⑦子育て援助活動支援事業（ファミリーサポートセンター事業）（社会福祉課）

○乳幼児や小学生等の子育て中の保護者を会員として、子どもの預かり等の援助を受けることを希望する者と援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行います。

⑧乳児家庭全戸訪問事業（健康づくり支援課）

○生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握、助言等を行います。

⑨養育支援訪問事業等（健康づくり支援課）

○養育支援が必要な家庭の居宅を訪問し、指導・助言等を行い、適切な養育を支援します。また、要保護児童対策協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図ります。

⑩妊婦健康診査事業（健康づくり支援課）

○妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査や保健指導を実施するとともに、妊娠期間中、必要に応じて医学的検査を実施します。

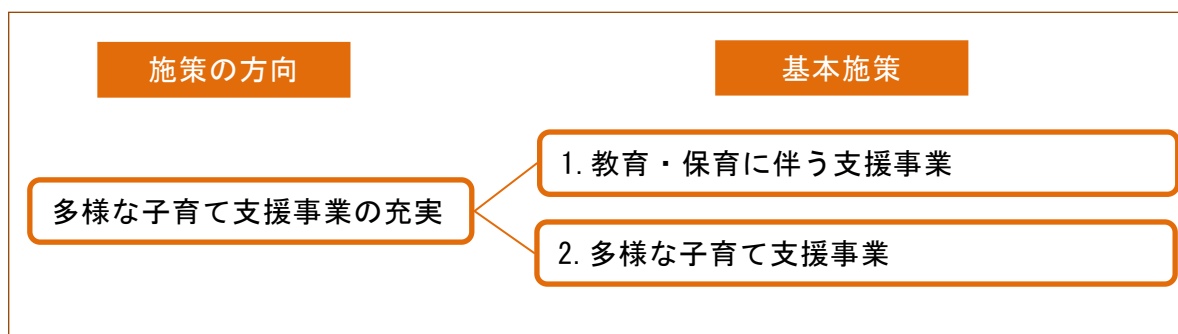
施策の方向 2 多様な子育て支援事業の充実

子ども・子育て支援新制度においては、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の充実を図ることを目指してしていますが、本市ではこれらの法定事業以外でも関連して多様な子育て支援事業を実施しています。

子どもの家運営事業など市民の多様なニーズに対応して、総合的に市民の子育てを支援するために、事業推進を図ります。

施策の方向

①教育・保育の実施に伴う関連する事業について、これまでの事業を継続するとともに、今後も、市民ニーズに対応して事業の充実を図ります。



基本施策 1-2-1. 教育・保育に伴う支援事業

教育・保育に伴う関連する事業について、本市では、次の子育て支援事業の充実を図ります。

①広域入所保育の実施 (社会福祉課)

○保護者の勤務等の都合により居住地以外の市町村の保育所等に児童を受け入れる広域入所保育を実施します。

②(仮称)幼保連絡協議会の設置 (社会福祉課)

○保育所と認定こども園とが連携して、子どもの健やかな成長を支援するための「(仮称)幼保連絡協議会」を設置します。

③保育要件の緩和（社会福祉課）

○就労要件の緩和や療育手帳所持者への配慮など、保育要件の緩和を実施します。（就労要件を月48時間に緩和実施）

④乳児保育事業（社会福祉課）

○産前産後休業や育児休業終了後の就労が円滑に行われるよう、民間保育所への人件費補助などにより、0歳児からの保育事業を推進します。

⑤障害児保育事業（社会福祉課）

○集団保育が可能で日々通所できる障害のある乳幼児を保育所で預かります。

⑥休日保育事業（社会福祉課）

○休日等に就労する保護者のニーズに応えるため、休日保育を実施します。

⑦保育士研修（社会福祉課）

○保育サービスの質の向上のため、公私保育所の計画的な保育士研修を実施します。

⑧私立保育所等運営費補助（社会福祉課）

○私立保育所・認定こども園等の運営の適正化と児童福祉の向上を図るため運営費の一部を助成します。

⑨幼稚園就園奨励費補助（教育総務課）

○子ども・子育て支援新制度に移行しない幼稚園に満3歳から5歳の子どもを預ける保護者に対して、その世帯の市民税の課税状況に応じて入園料・保育料の一部を補助します。

⑩教育・保育施設における地域活動事業（社会福祉課）

○教育・保育施設の園庭の開放、地域の乳幼児や保護者等対象のイベントや育児相談・助言などを実施する事業の活動を促進します。

基本施策 1-2-2. 多様な子育て支援事業

本市の独自の事業として、次の子育て支援事業の充実を図ります。

①北茨城市子どもの家の運営（社会福祉課）

○子どもの家は、市民の子育てを支援し、子育て家庭とその活動を支援する団体等の相互交流を促進する施設、地域住民のコミュニティ活動の場を提供する施設で、母親クラブや子育てふれあいサロン、家庭児童相談などで利用されています。（大津子どもの家）

②放課後子ども教室推進事業（生涯学習課）

○放課後や週末等に小学校の余裕教室等を活用して、地域の方々の参画を得て、子どもたちとともに勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等を行う事業で、今後、希望する学校区を調査、把握し、放課後児童健全育成事業との連携も模索しながら、実施を検討します。

③子育て体験トーク（生涯学習課）

○子育ての不安や悩みを分かち合い、軽減するために、認定こども園等の保護者を対象とした交流会を年数回程度、実施します。

④子育てセミナー（生涯学習課）

○子育ての不安や悩みを軽減するために、講師による学習セミナーを実施します。

⑤医療福祉費助成事業（北福）（保険年金課）

○小児マル福対象者（外来は小学6年生まで、入院は中学3年生まで）の自己負担金、所得制限による小児マル福非該当者と中学1～3年生の外来一部負担額等を本市独自の事業として助成します。マル福制度とあわせ、中学3年生までの医療費無料化を実施します。

⑥新入学児童への記念品贈呈（教育総務課）

○新しく市内の小学校へ入学する児童に対し、記念品（ランドセル・道具箱・スプーンセット）を贈ります。

⑦出産祝金の支給（社会福祉課）

○少子化対策として第3子以降の出産に対して、出産祝金を支給します。

施策の方向3 きめ細かな子ども・子育て家庭への支援

子育てについての悩みや不安は、子どもの健康や育児の方法、育児疲れ、しかりすぎてしまうことなど多岐に渡っており、市民の子育てニーズの多様化にきめ細かな対応が必要となっています。

障害等のある子どもや発達が気になる子どもについては、障害等の早期発見・早期療育に向けて健診業務や発達相談の実施、療育や福祉サービスの実施等年齢の節目に応じた事業の推進が必要です。

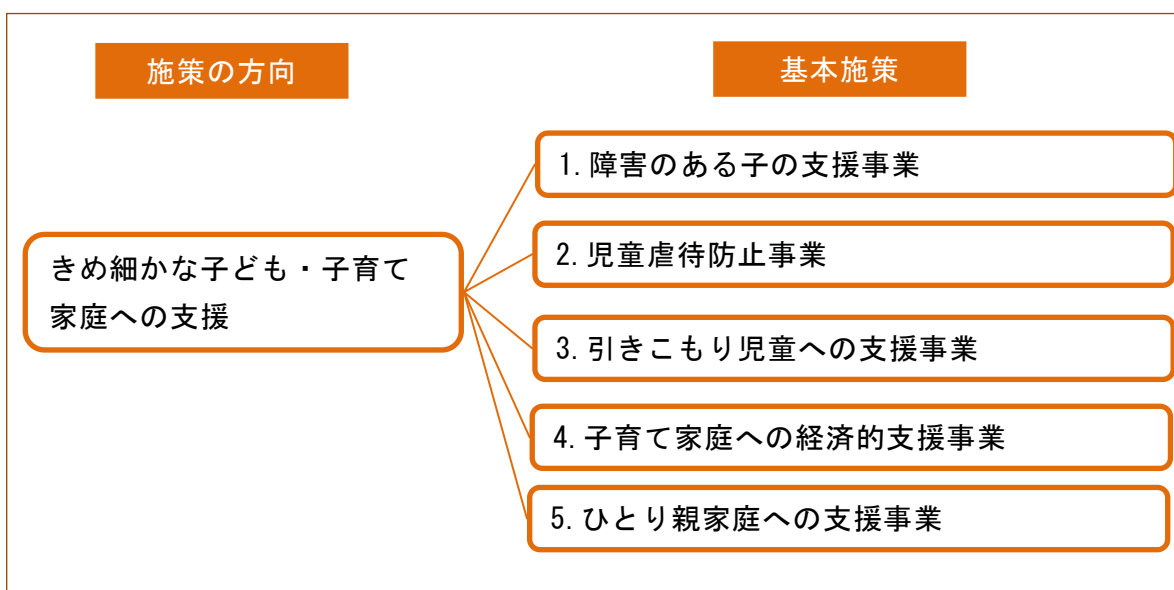
児童虐待の防止に向けて、相談事業や啓発事業の実施、関係者によるネットワークの構築を行ってきましたが、地域住民の協力、関係機関の連携強化を図り、子どもの安全を守る事業を推進していく必要があります。

学校でのいじめや友人関係、学習遅滞、病気等さまざまな理由による不登校、長期の引きこもりなど深刻な悩みを抱える子どもや家庭が増えており、スクールカウンセラーの配置や教育相談等を実施していますが、地域においても家庭への支援が必要です。

全国的にはひとり親家庭等、経済的支援を必要とする家庭が増加しています。母子家庭など経済的に困難な環境にある家庭を含めて、健康で文化的な生活を土台にして子育て・子育てができるように子どもと家族を支援することが求められます。

施策の方向

- ①どのような環境にあっても健全な子育て・子育てができるように、特別な配慮を必要とする子どもや子育て家庭に対してきめ細かな支援事業の実施を図ります。
- ②ひとり親家庭の子どもの貧困や教育格差を是正するために、経済的支援を行います。



基本施策 1-3-1. 障害のある子の支援事業

障害のある子どもに対する支援は、全般的に「北茨城市障害者計画（地域福祉計画）」に基づくとともに、特に障害福祉サービス等に関しては「北茨城市障害福祉計画」で事業を計画的に実施します。発達が気になる子どもも含めて支援の充実を図ります。

①早期療育指導支援システム（健康づくり支援課、学校教育課）

○発達の面でほかの子と少し違ういわゆる「気になる子」や障害をもつ子が、住み慣れた地域で心身ともに健やかに成長していくために、子の状態に応じて、専門的な発達相談や訓練等を受けられる機会を提供します。また、医療、保健、教育、福祉部門の関係機関が連携して生活環境の調整、子育て支援を行います。（事業の詳細は p 44 参照）

②障害児の学童保育（社会福祉課）

○学童保育における障害のある子の受け入れに対する支援策を検討します。

③就学指導委員会の事業（学校教育課）

○就学指導委員会により、障害のある子に対して、就学相談・就学指導を行います。

④特別支援教育支援員の配置（学校教育課）

○障害のある子の学校生活を支援するため、特別支援教育支援員を配置します。

⑤障害児保育事業 *再掲（社会福祉課）

○市内の教育・保育施設で障害のある子のニーズに対応して、人員確保等の受入体制を充実します。

⑥障害者日中一時支援事業（社会福祉課）

○障害のある子を、日中、施設で一時的に預かり、身の回りの世話や援助を行います。

⑦児童発達支援（社会福祉課）

○障害のある子の日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練等の支援を行います。また、医療型児童発達支援は、児童発達支援及び治療を行います。

⑧放課後等デイサービス（社会福祉課）

○学校就学中の障害のある子に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供します。学校教育と相まって放課後等の居場所づくりを推進します。

⑨ホームヘルプ（社会福祉課）

○在宅で生活する障害のある子に対し、ホームヘルパー等が訪問して、身体介護や家事援助などを行います。

⑩ショートステイ（社会福祉課）

○障害のある子を自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含めて施設で、入浴、排泄、食事の介護等を行います。

⑪特別支援教育就学奨励制度（教育総務課）

○特別支援学級に在籍している児童生徒及び同等の障害があると認められた児童生徒の保護者に対して必要経費の一部を助成します。

⑫障害児福祉手当（社会福祉課）

○重度の障害があるため、普段の生活で常に介護を必要とする在宅の20歳未満の人に支給します。

⑬特別児童扶養手当（社会福祉課）

○20歳未満で身体または精神に中程度以上の障害のある子どもを在宅で育てている保護者に支給します。

⑭心身障害者扶養共済（社会福祉課）

○障害のある子の保護者が、生存中に毎月一定の掛金を納めることにより、保護者が死亡し、又は身体に著しい障害を有することになった場合、障害のある子に年金を支給します。

基本施策 1-3-2. 児童虐待防止事業

乳幼児健診等の母子保健事業や相談事業等の機会を活用して虐待の「発生予防」を行うとともに、国民の通告義務（注）についての啓発事業等を強化します。また、保健・医療・福祉関係機関や学校・施設等で児童と接する機会の比較的多い関係者の連携強化を図ります。

（注）児童虐待防止法「国民の通告の義務」（第6条）：「児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は速やかに、これを市町村（略）に通告しなければならない。」と定められています。

①北茨城市要保護児童対策地域協議会の機能強化（社会福祉課）

○虐待防止のネットワークを強化し、より速やかな支援と対応を図るため、北茨城市要保護児童対策地域協議会の機能強化を図るとともに、切れ目のない総合的支援を図るための支援体制の充実に努めます。

②児童虐待防止の啓発活動（社会福祉課）

○児童虐待の発生予防と早期発見を目指し、県や児童相談所と連携を図りながら児童虐待防止の啓発活動を進めます。

③子どもに対する相談体制の充実（社会福祉課）

○虐待から子どもを守るとともに、虐待を受けた児童が、いつでもすぐに助けを求めることができる相談体制の整備強化を図ります。

④親に対する支援体制の整備（社会福祉課）

○ドメスティックバイオレンス（家庭内暴力）が子どもに与える影響を考慮して、親に対する相談体制の整備強化を図ります。

基本施策 1-3-3. 引きこもり児童への支援事業

さまざまな要因により学校に適応できない「不登校児」が増加しています。「スクールカウンセラーの設置事業」や「適応指導教室」などにより対策を行ってききましたが、今後は地域全体で支援ネットワークを構築し、相談・助言・指導から具体的な対策行動を推進していきます。

①スクールカウンセラー設置事業（学校教育課）

○小・中学校に県の事業を活用してスクールカウンセラーを配置し、児童・生徒のカウンセリングを行います。さらに、中学校には、心の教室相談員を配置し、教育相談の充実を図っていきます。スクールソーシャルワーカーの配置についても、県の事業を活用していきます。（注）

（注）スクールソーシャルワーカー（SSW）：いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など生徒指導上の課題に対応するため、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、児童生徒の置かれた様々な環境に働き掛けて支援を行います。なお、茨城県では茨城県スクールソーシャルワーカー活用事業を実施しています。

②適応指導教室「ふれあい広場」開催（学校教育課）

○不登校に関する悩みについて、経験豊かな相談員が相談に応じます。また、学校に通えない小・中学生が通室し、様々な活動を通じて学校生活に復帰できるよう支援しています。

基本施策 1-3-4. 子育て家庭への経済的支援事業

児童手当など子育て家庭への経済的支援を行い、すべての子どもに健やかな育成が保障されるように図ります。

① 出産祝金の支給 *再掲（社会福祉課）

○少子化対策として第3子以降の出産に対して、出産祝金を支給します。

② 児童手当（社会福祉課）

○中学校修了までの児童を対象に手当を支給します。

③ 就学援助（要保護・準要保護児童生徒援助）制度（教育総務課）

○学校で必要な費用の支払が困難な児童生徒の保護者（注）に対して必要経費の一部を援助します。

（注）要保護は生活保護受給者、準要保護は生活保護に準ずる生活状況

④ 医療福祉費支給制度（マル福）（保険年金課）

○県制度に基づき、妊産婦、小児、ひとり親（母子・父子）、重度心身障害者を対象に、医療費の一部負担額等を助成します。

⑤ 医療福祉費助成事業（北福） *再掲（保険年金課）

○小児マル福対象者（外来は小学6年生まで、入院は中学3年生まで）の自己負担金、所得制限による小児マル福非該当者と中学1～3年生の外来一部負担額等を本市独自の事業として助成します。マル福制度とあわせ、中学3年生までの医療費無料化を実施します。

基本施策 1-3-5. ひとり親家庭への支援事業

経済的に困難を抱えるひとり親家庭に対して経済的支援を行い、すべての子どもが医療や勉学等の機会を等しく享受できるように図ります。

① 児童扶養手当（社会福祉課）

○父母の離婚などにより父親と生計をともにしていない児童の母、または母にかわってその児童を養育している方に対して支給します。平成22年度から父子家庭も対象とする制度改定により、「ひとり親家庭事業」として実施しています。

②母子・父子・寡婦福祉資金貸付事業（社会福祉課）

○母子家庭を対象として、修学資金等各種の無利子又は低利の貸付を実施します。平成26年10月から、父子家庭も対象とする制度改定により「ひとり親家庭事業」として実施しています。

③母子家庭等新入学児童への記念品（社会福祉課）

○新しく小学校へ入学する母子家庭・父子家庭の児童に対し記念品を贈ります。

④高等職業訓練促進給付金支給事業（社会福祉課）

○ひとり親家庭の親が、就職や生活の安定に役立つ資格を取得するため養成機関などで修学する場合に、給付金を支給します。

施策の方向4 相談・情報提供の充実

子育てをはじめ教育・保育に関わる相談事業は、教育・保育施設、子どもの家、家庭児童相談室、保健センターなどで実施していますが、このほか市・県等行政機関及び社会福祉協議会等の相談窓口で随時行っています。特に必要な子どもや家庭には居宅への訪問事業を行っています。

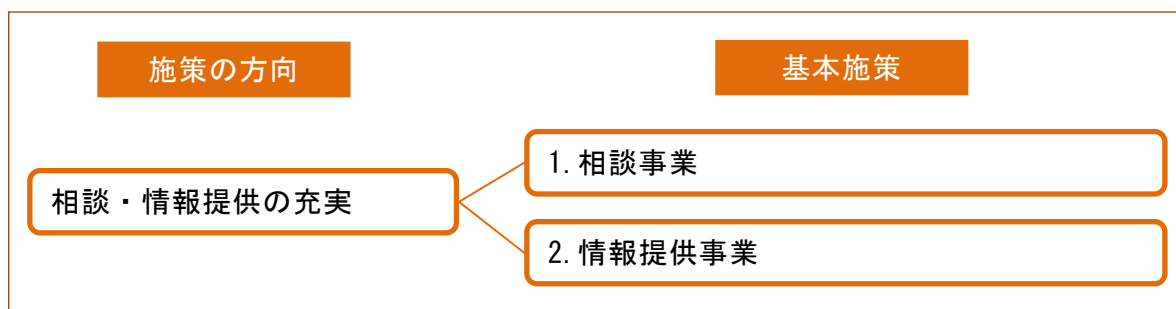
相談事業や各種の子育て支援事業の実施の際には、子育てに関するサービス等の情報や知識についても幅広く提供しています。

障害のある子ども等に対しては、保健センター等での発達相談や障害児相談支援事業等を実施しています。

今後、子ども・子育て支援新制度の円滑な定着を目指して、市民ニーズの多様化に対応するために、相談事業と情報提供事業の充実を図ることが必要となっています。

施策の方向

- ①教育・保育についての各種の相談事業の充実とともに、相談事業を情報提供の場として位置付けて、各分野にまたがる相談機関同士の適正な情報共有・情報の総合化を図ります。
- ②子育てに関する情報について、情報を必要とする人に確実・迅速に提供できるようにすることを基本に、情報提供の充実を図ります。
- ③子ども・子育て支援新制度の円滑な実施と定着のため、事業者、利用者双方に適切な情報提供に努めます。



基本施策 1-4-1. 相談事業

教育や保育についての市民ニーズに応えるために、各種の相談事業を引き続き実施します。また、相談機関同士の適切な情報共有や連携に努めます。

①家庭児童相談（社会福祉課）

○家庭児童相談員が、家庭における児童の養育、教育、身体的、精神的、障害等の相談にあたります。

②民生委員・児童委員による子どもに関する相談活動（社会福祉課）

○民生委員・児童委員が子どもに関する各種の相談を受けます。

③幼児教育相談（学校教育課）

○ことばの発達や障害に関する悩みについて、経験豊かな相談員が相談に応じます。

基本施策 1-4-2. 情報提供事業

子育て支援に関わる各種の事業の実施場所において適切な情報を提供するとともに、総合的な情報提供を行うために、「子ども・子育てインフォメーション」の配布や、広報・ホームページの更新を行います。

①子ども・子育てインフォメーションの配布等事業（社会福祉課）

○子育てに関する施策や施設などをまとめた子ども・子育てインフォメーションの配布と、その内容の充実に努めます。また、市公式ホームページに掲載し、PRの強化に努めます。

②保育所・幼稚園マップの作成・配布（社会福祉課）

○教育・保育施設や子育てに関する施設が分かりやすく表示されている「子育て支援マップ」を対象世帯に配布します。

③育児サークルマップの作成・配布（健康づくり支援課）

○市内の育児サークルや子育て支援センターなどを紹介する育児サークルマップを作成し、対象世帯に配布します。

④健康カレンダーの配布（健康づくり支援課）

○保健・医療・福祉関連の情報などを掲載した健康カレンダーを全戸配布します。

基本目標 2

健やかな子どもの育成・教育環境の整備

子どもの健やかで豊かな成長を目指して、切れ目なく一貫した支援ができるように、母子保健事業や家庭・地域の教育環境の充実を目指します。

核家族化や少子化の進行等による家庭環境の変化、子育て・子育てをめぐる地域の生活環境・社会環境の変化を背景に、子育て家庭のニーズは多様化しています。とりわけ、子どもの成長や発達、病気や健康など、母子の保健・医療に関わることについて、子育て家庭では常に重要な関心を持っており、ニーズも高くなっています。また、幼児教育を含めて子どもの教育については、地域の教育環境の整備・充実が求められています。

こうした保健・医療、教育環境整備に関わる市民ニーズに的確に対応できるように、母親の出産、乳幼児期、児童期等主な年齢ステージごとに、切れ目のない連続的な育成環境の整備・充実を図ることが必要となっています。

施策の方向

- 1 次世代の健康づくり
- 2 教育・生涯学習と地域連携

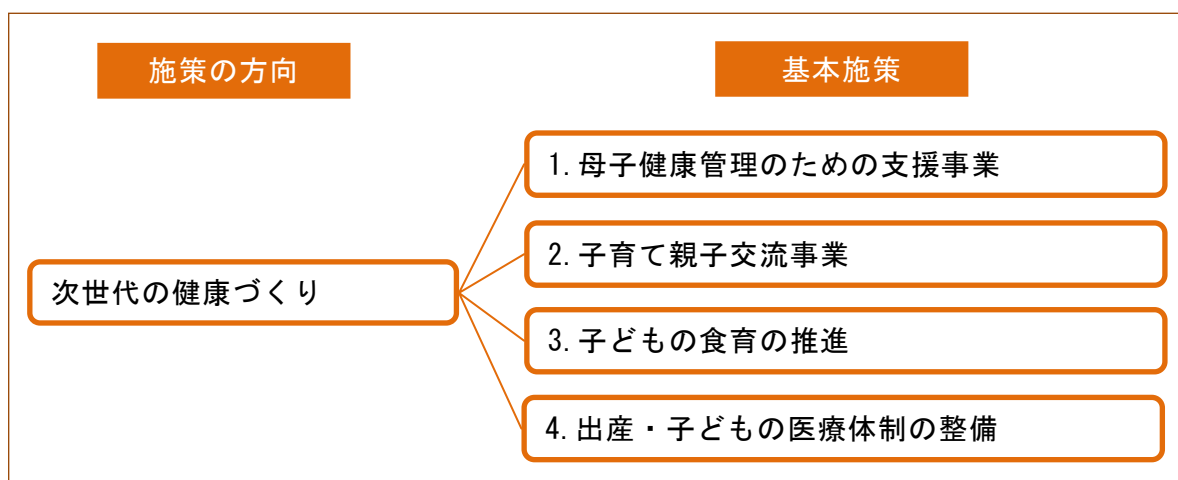
施策の方向1 次世代の健康づくり

健康づくりは、充実した生活を過ごすために世代を問わず全年齢にとって重要な課題であり、本市においては母子保健事業等各種の保健事業を推進してきました。とりわけ乳幼児や児童期等次世代の健康づくりとともに、食に対する正しい理解と姿勢を身に付けるための食育推進は、次代を担う心身共に健康な市民の育成のため、最も重要な土台をつくることになり、子ども・子育て支援対策の重要な柱です。

母親や家族が、適切な育児方法や正しい知識を持って子育てを行うこと、母親・父親同士の交流、必要な子育て情報の入手、いつでも気軽に相談できる人や機関があること、医療面での緊急時の対応が可能な環境等の整備・充実が求められます。

施策の方向

- ①乳幼児健診をはじめ母子保健事業の充実を図り、妊娠・出産、母子の健康管理等切れ目なく事業を推進します。
- ②子育てで孤立する母親をなくすため、サークル活動や交流事業により母親・父親同士の交流を図ります。
- ③子育ち・子育て支援施策としての子どもの食育を推進します。
- ④安心して出産できる保健医療環境や子どもの医療体制の充実を図ります。



基本施策 2-1-1. 母子健康管理のための支援事業

母子の健康管理のために、妊婦健診や乳幼児健診をはじめ、家庭訪問による適切な保健指導や助言活動等の充実を図ります。

①母子健康手帳の交付（健康づくり支援課）

○妊娠・出産・子育てについて、母子の健康管理に役立てるとともに、健全な母性の育成を図るための情報を提供します。

②妊婦・乳児健康診査費助成事業 *再掲（健康づくり支援課）

○妊婦健康診査（14回分）及び乳児健康診査（2回分）の補助が受けられます。

③ハイリスク妊産婦の訪問（健康づくり支援課）

○妊娠時から継続的な支援を図り、身体的、精神的、社会的にも健全な子育てができるよう訪問事業を実施します。

④健康診査と予防接種（健康づくり支援課）

○妊婦や乳幼児の健康診査の充実と予防接種の推進を図ります。

⑤新生児訪問指導（健康づくり支援課）

○産後早期の育児トラブルに対応し、子育ての円滑なスタートを開始できるよう出産後28日以内に2回、助産師の新生児訪問指導を受けることができます。

⑥乳児家庭全戸訪問事業（再掲）（健康づくり支援課・社会福祉課）

○すべての乳児のいる家庭を保健師等が訪問し、子育て情報提供、乳児及び保護者の心身の状況・環境把握、相談・助言を行います。

⑦養育支援家庭訪問事業（再掲）（健康づくり支援課・社会福祉課）

○すべての乳児のいる家庭を保健師等が訪問する乳児家庭全戸訪問事業の結果、特に支援が必要な家庭にはあらためて養育についての相談・指導・助言を行います。

⑧育児相談（健康づくり支援課）

○5か月児以上の乳幼児の子育て相談を実施します。

⑨歯科相談（健康づくり支援課）

○歯科相談その他保健指導の充実に努めます。

⑩乳幼児健診の充実（健康づくり支援課）

○4か月児健康診査、1歳6か月児健康診査、2歳児歯科健診、3歳児健康診査、乳幼児健

診二次検診などにより、乳幼児の健やかな子育て支援に努めます。

⑪早期療育指導支援システム（健康づくり支援課、学校教育課） *再掲

○発達面でほかの子と少し違ういわゆる「気になる子」や障害をもつ子が、住み慣れた地域で心身ともに健やかに成長していくために、子の状態に応じて、専門的な発達相談や訓練等を受けられる機会を提供します。また、医療、保健、教育、福祉部門の関係機関が連携して生活環境の調整、子育て支援を行います。

(1) 乳幼児健康診査

○適切な発達・発育のために、健康診査と子育て支援を行います。

(2) フォロー児の遊びの教室（カンガルークラブ）

○発達、発育上経過観察が必要な子及び育児支援が必要と思われる親と子を対象に、遊びの教室を実施します。

(3) 乳幼児健康診査二次検診（コアラ教室）

○乳幼児健診等で発達の問題が疑われる子や関係機関から紹介のあった子に対し、専門医の診察、心理判定等を行い、早期に疾病・障害を発見し、適切な支援につなげます。

(4) 療育指導・相談

○ことばの遅れ、知的発達、多動など発達に課題がある子に対し、専門指導員による言葉・運動・対人関係の形成等の各種適応訓練を行います。また、教育診断・相談を通し、就学までの子の成長や保護者等の子育てを支援します。

(5) 個別援助計画策定会議

○療育指導に通所している子等に対し個別援助計画を策定し、保健、教育、福祉部門の関係機関が連携しながら支援するため定期的な会議を行います。

(6) 市内幼稚園・保育所の巡回相談

○専門相談員（療育指導員）と保健師が市内幼稚園・保育所へ定期的に巡回し、療育指導に通所している子のみならず発達が気になる園児について発達相談とかかわり方等の助言指導を行います。

(7) 幼児教育相談（ことばの教室）

○ことばの発達や障害に関する悩みについて、経験豊かな相談員が相談に応じます。

⑫子どもの事故防止啓発活動（健康づくり支援課）

○誤飲や転倒、風呂場や階段などの危険から子どもを守る知識を啓発し、不慮の事故を予防します。

⑬甲状腺超音波検査事業（健康づくり支援課）

○東日本大震災による福島第一原子力発電所の事故に伴う放射性物質の飛散による健康被害について、甲状腺超音波検査を実施します。

基本施策 2-1-2. 子育て親子交流事業

子育てに関する正しい知識や情報を学び、親子での遊びや学び、母親同士の交流の場を設けて、子育て不安を軽減し、楽しく、子育てができるように支援します。

①妊婦教室・父親教室（健康づくり支援課）

○妊婦教室(プレママプラス)、父親教室(プレパパスクール)を実施します。

②子育てサークル活動への支援（社会福祉課・健康づくり支援課）

○親の育児不安を解消し、孤立しがちな乳幼児期の育児を支援するため、赤ちゃんサークルや子育てふれあいサロン、母親クラブなどの育児サークル活動を支援します。

③離乳食教室の開催（健康づくり支援課）

○乳幼児期の正しい食事の摂り方や望ましい食習慣を定着させるため開催します。

④おひさまクラブ（健康づくり支援課）

○乳児（5～9 か月）と母親を対象に、親子遊びや手遊び、スキンシップ体操などを行い、母親同士の交流を行います。

基本施策 2-1-3. 子どもの食育の推進

食育は全年代を対象に切れ目なく推進する必要がありますが、特に、乳幼児から児童期において、家庭をはじめ教育・保育施設や学校における食育事業の充実を図ります。

①食に関する学習機会の充実（親子料理教室）（健康づくり支援課）

○親子料理教室など、食に関する学習機会の充実を図ります。

②食育支援ネットワーク構築（健康づくり支援課）

○行政、保育所、認定こども園、学校等の関係者による食育支援ネットワークを構築し、家庭・施設・学校・地域が連携して食育を推進します。

③食育に関する情報提供や指導（健康づくり支援課）

○食育推進ネットワークの構築に向けた検討を行います。

基本施策 2-1-4. 出産・子どもの医療体制の整備

安心して出産ができる環境、緊急時等の子どもの医療体制の整備とともに、感染症予防や予防接種など保健医療体制の整備を図ります。

①市民病院における小児医療・救急体制の整備（市民病院）

○市民病院における小児医療・救急体制の整備を図ります。

②医療機関による救急医療体制の整備・充実（市民病院・健康づくり支援課）

○救急医療を確保するために、地元医師会をはじめ医療機関相互の連携の強化と協力体制の構築を図ります。

③不妊治療費助成事業（健康づくり支援課）

○不妊治療技術が高度で、かつ治療費が高額である特定不妊治療の一部を助成します。

施策の方向 2 教育・生涯学習と地域連携

子どもの「生きる力」の育みを目指す学校教育とともに、学校をはじめ家庭や地域の協働の取組で家庭の教育力、地域の教育力の全般的な向上を図ることが必要となっています。

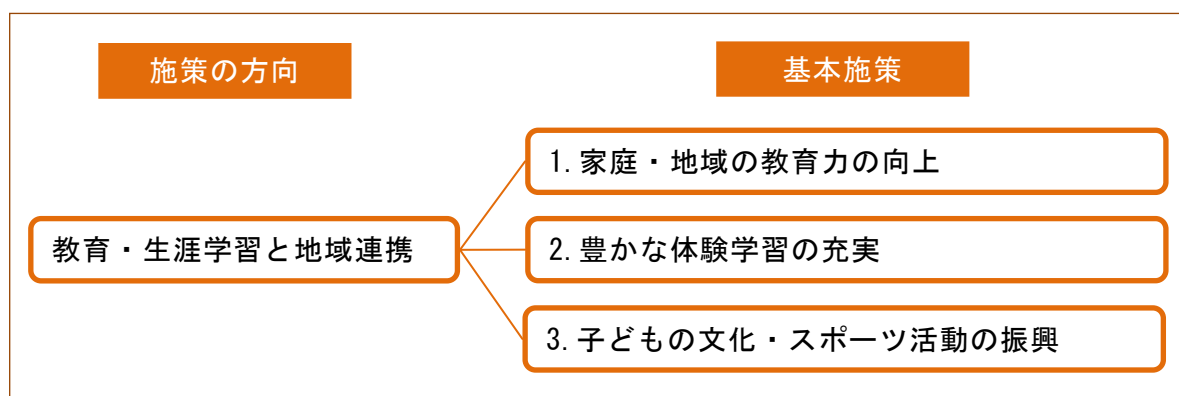
子どもの教育の第一義的責任は家庭にあることを基本に、特に家庭の教育力の向上については地域社会全体で支援していくことが重要です。

幼児や小中学校の児童生徒の身近な自然環境とのふれあい活動、高齢者や乳幼児等との交流、福祉体験やボランティア活動、すぐれた芸術文化の鑑賞など多様な体験活動は、児童生徒の豊かな感性を育てます。このような体験活動等の機会を豊富に提供するため、生涯学習の推進、学校・地域社会との連携の強化が求められます。

子どもが自分にあったスポーツをすることは、公正性や協調性を学び、スポーツのある豊かな生涯を送るためにも重要な課題です。また、読書活動をはじめさまざまな文化的な活動により、文化的な素養を持った心身共に豊かな市民を育成します。

施策の方向

- ①学校・家庭・地域の連携を基礎に、教育環境の整備、子どもの文化・スポーツ活動の振興を図ります。
- ②自然体験・福祉体験、他世代とのふれあい活動等の充実を図り、子どもが豊かな放課後・長期休暇をおくれるようにします。



基本施策 2-2-1. 家庭・地域の教育力の向上

心身共に健やかな子どもの成長、育成を支援するため、家庭や学校と地域の連携で、家庭の教育力と地域の教育力の向上を目指す事業を実施します。

①教育・保育施設と小学校との連携（学校教育課・社会福祉課・教育総務課）

○就学前の学校訪問や教育・保育施設の見学を実施するなど、両者の連携推進を図ります。

②学校評議員制度などの活用（学校教育課）

○学校評議員制度などの活用により、地域及び家庭と学校との連携・協力を図るとともに、地域に根ざした信頼される学校づくりを推進します。

③家庭教育のための人材育成（社会福祉課）

○地域で活動するボランティアや子育ての中の親などの情報交換や交流を図り、人間関係や集団のルールなどを家庭に対して伝えられる人材の育成に努めます。

④家庭教育学級（生涯学習課）

○家族ぐるみで教育のあり方を学習するため、県教育委員会が作成した「家庭教育ブック」を、各小学校を通し保護者へ配布し、家庭教育学習において活用することにより、家庭教育の推進を図ります。

⑤環境浄化活動（生涯学習課）

○青少年にとって良好な社会環境づくりを推進するため、「茨城県青少年の環境整備条例」に基づく店舗への立ち入り調査を行うなど、環境浄化活動に取り組みます。

⑥青少年相談員活動（生涯学習課）

○青少年の実態把握に努め、相談、助言、指導などの活動、相談員の活動に関する研究と相互の情報交換、連絡調整等を行います。

⑦子ども会育成会の振興（生涯学習課）

○安全共済会への加入を促進し、各地区の子ども会の振興を図ります。

⑧地域組織活動育成事業（母親クラブ）（社会福祉課）

○地域における児童を健全に育成することを目的として活動が展開されている母親等の組織運営（母親クラブ）に対して助成します。

⑨青少年健全育成市民の会補助事業（生涯学習課）

○家庭・学校・各種団体など、地域社会が一体となって青少年健全育成の重要性を認識し、その目的達成のための各種事業を実施する青少年健全育成市民の会へ補助を行います。

基本施策 2-2-2. 豊かな体験学習の充実

放課後や長期休暇を活用して、自然環境とのふれあい、福祉や環境・美化活動等に関わる体験・ボランティア活動などへの自主的な参加により、子ども自ら豊かなこころを持って成長できるように事業を推進します。

①中学生のボランティア活動推進（学校教育課）

○中学生の清掃環境美化等のボランティア活動の推進により、地域社会との交流機会を拡大し、若者の社会参加意識の醸成に努めます。

②職場体験による意識啓発（学校教育課）

○職場体験を通じ、就業に対する中学生の意識啓発を図ります。

③乳幼児とのふれあい活動（健康づくり支援課）

○乳児サークルの場などを利用して、高校生等が乳幼児とふれあう機会の創出を図ります。

④元気っ子体験学習（生涯学習課）

○親子対象の「夏野菜づくり隊」、「ヒロシマで学ぶ平和への旅」の実施、これらの事業報告会となる「元気っ子プラザ」を開催し、体験学習の機会を提供します。

⑤子ども議会（教育総務課）

○学校教育の一環として、児童・生徒の市政に対する興味・関心を引き起こし、将来の北茨城市のまちづくりの一端を担う人材を育成し、さらに子ども議会での提案等に基づき北茨城市のまちづくりに反映させます。

基本施策 2-2-3. 子どもの文化・スポーツ活動の振興

図書館や公民館等の事業やふるさと文化の伝承など多様な文化活動への参加、スポーツ少年団活動等スポーツ活動の取組により、子ども自身が豊かな生涯をつくる基礎づくりを支援します。

①ブックスタート事業（図書館）

○生後1歳未満の赤ちゃんに絵本のセットを贈呈し、赤ちゃんと保護者が本を介してふれあうひとときを持つきっかけをつくります。

②学校施設の開放（生涯学習課）

○社会教育及び社会体育の普及のため、小・中学校の施設を住民の使用に供します（グラウンド、体育館など）。

③地域における子育て組織への支援（生涯学習課）

○子ども会やスポーツ少年団など地域における子育て組織の活動の推進と支援に努めます。

④スポーツ少年団活動の振興（生涯学習課）

○スポーツ少年団の普及と育成及び活動の活発化を図り、スポーツを通じて青少年の心身の健全な育成を図ります。

■資料：スポーツ少年団の状況

区分	単位	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
スポーツ少年団数	団	29	29	28	29	29
登録児童数	人	702	742	670	679	656
指導員登録人数	人	165	170	167	172	172

※役職員指導者4名を含む

少年団種目と構成人数	単位	平成25年度
空手	人	13
剣道	人	96
硬式テニス	人	14
サッカー	人	183
柔道	人	42
体操	人	18
軟式野球	人	201
バレーボール	人	72
ミニバスケットボール	人	149
陸上	人	36
計	人	824

※役職員指導者4名を含まず

基本目標3

安心して子育て・子育てができるまちづくり

子どもがのびのびと安全に遊び・学べるまち、幼い子ども連れでも外出しやすいまち、子育てと仕事を両立できて安心して働けるまちを、市民みんなの参加・協働の力でつくっていきます。

安心して子どもを生み、育てるためには、何よりも子どもの生命や健康にとって危険がないことです。

子ども連れでも安心して自由に外出できる地域環境、犯罪や交通事故の危険がない安全なまちづくりが課題となっています。

子どもを交通事故から守るためには、歩道の整備や信号・標識の設置等ハード面の整備とともに、学校や地域における交通安全教育や見守り、通学路の安全確保対策が重要です。

子どもを犯罪の危険から守るためには、警察や地域住民が協働して、犯罪や不審者等に関する情報の共有、地域の大人の見守る力を強化して、明るいまちづくりを推進することが必要です。

また、地域経済や雇用の面からも地域社会の一翼を担っている企業・事業所においては、従業員の子育てと仕事が両立できるようにすること、育児休業を取得しても安心して雇用が維持されるようにすることなど、子育てにやさしい職場環境を整備するように努めることが求められます。

施策の方向

- 1 子育てしやすい生活環境の整備
- 2 交通事故や犯罪のないまちづくり
- 3 仕事と子育てが両立できる環境整備

施策の方向1 子育てしやすい生活環境の整備

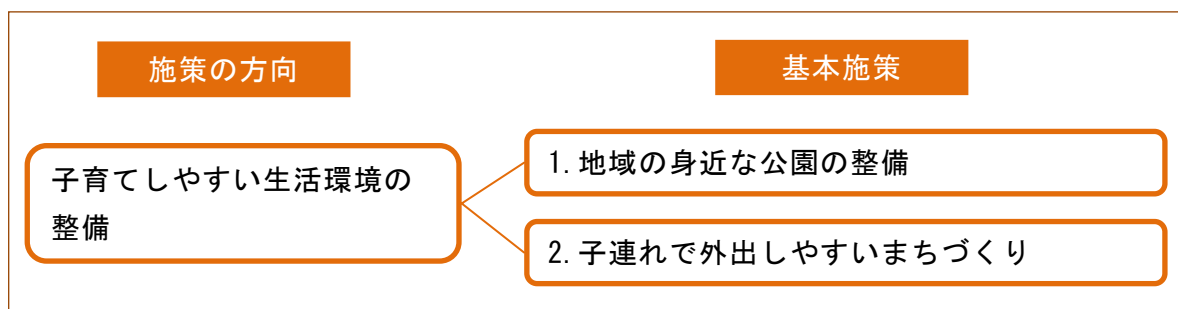
妊産婦や乳幼児、子ども連れの人をはじめ障害のある人や高齢者等が気軽に外出し、安心して安全にすごせる公園や遊び場のある地域は、誰にとっても住みやすい地域です。

公園整備及び遊具点検等を実施し、地域の安全な遊び場・公園整備を行い、住みよいまちづくりを推進してきました。

子どもがいつでも自由にのびのびとした遊びができるような遊び場の整備、子連れでも安心して外出できるように身近な地域環境の整備を進めることが求められます。

施策の方向

①身近な地域に、いつでも気軽に出かけてゆき、安全に安心して親子がすごせる遊び場や公園などを整備し、快適な生活環境となるように、住みよいまちづくりを推進します。



基本施策 3-1-1. 地域の身近な公園の整備

子どもの身近な地域に安全で自由に遊べる公園の整備・充実を図ります。

①安全な公園の整備（都市計画課）

○子どもに安全で快適な空間を提供するため、公園施設の定期的な点検結果等を踏まえ、遊具の安全性の向上を図るとともに、地域団体等との連携による公園の清掃活動等を進めます。

■資料:市内の公園

区分	単位	平成26年度
都市公園	箇所	77
その他の公園	箇所	8

平成26年4月1日現在

基本施策 3-1-2. 子連れで外出しやすいまちづくり

子連れでも安全に外出しやすいように、施設や道路等のバリアフリー整備などの環境整備を図ります。

①公共施設など建設物のバリアフリー化（図書館、教育総務課、健康づくり支援課、生涯学習課）

○図書館や学校、その他の公共施設等については、入口の段差解消やスロープの設置、手すりの設置、車椅子が利用できる開口部の確保などバリアフリー化を促進します。

施策の方向 2 交通事故や犯罪のないまちづくり

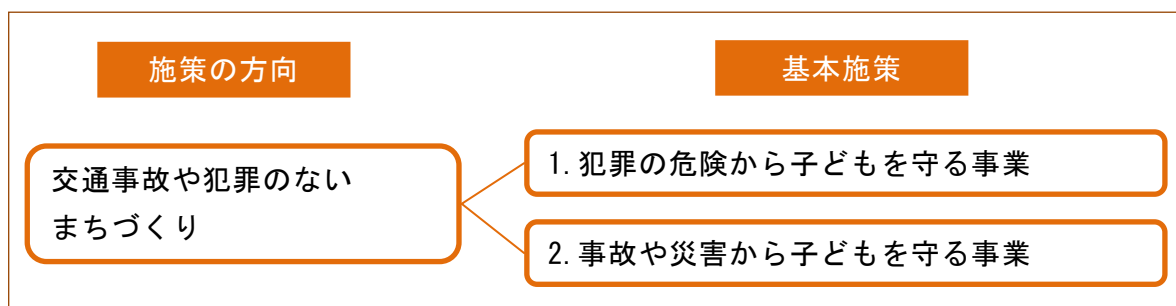
住民による防犯パトロールの実施や、交通事故を防ぐための交通安全教室の開催、通学路の安全点検活動・整備など、こうした事業や活動をさらに充実していくことが必要です。

日常的に子どもの生活・活動の場となる教育・保育施設や学校等においては、危機管理マニュアルに従った体制整備を促進し、事故や犯罪を予防することが重要です。

また、災害発生時には、子どもの生命を守ることを第一に、避難訓練や体制整備の充実を図り、緊急時に対応できるようにすることが必要です。

施策の方向

- ①事故や災害、犯罪の危険から子どもの安全・安心を守るために、教育・保育施設や学校、関係機関等の地域における連携を強化し、家庭とともに、地域住民同士の協働を図ります。



基本施策 3-2-1. 犯罪の危険から子どもを守る事業

児童・生徒の登下校時や地域環境の安全性を確保するため、公園の整備や「子どもを守る110番の家」事業等を、家庭・学校・地域での連携を強化して推進するとともに、安全に関する情報収集及び情報発信等を、適宜、実施できるように取り組みます。

また、教育・保育施設及び学校における危機管理マニュアルの関係者への周知・普及を図ります。

①安心安全な公園の管理（都市計画課）

- 安心して公園が利用できるように、外周からの見通しの確保、園内の死角となる部分の排除、園内への街灯の設置等を通じ、防犯に配慮した公園整備を進めます。

②関連機関のネットワーク化（社会福祉課、学校教育課、生涯学習課、総務課）

○教育・保育施設や学校、子どもを守る110番の家、青少年相談員、地域住民などによる子どもを守るネットワークを強化します。

③犯罪に関する情報提供（社会福祉課、学校教育課）

○犯罪等に関する情報提供に努めます。

④安心なまちづくり推進事業（社会福祉協議会）

○青少年相談員や自主防犯組織による巡回活動など自主防犯活動、青少年健全育成団体への支援と情報提供を行います。また社協7支部（町単位）11地区において、安心なまちづくり推進事業として個別防犯活動や防犯に関する啓発活動を実施します。

⑤子どもを守る110番の家（生涯学習課）

○子どもが犯罪の被害を受けた時、または犯罪に巻き込まれそうになった時に一時的に避難する場所として、子どもを守る110番の家への協力要請とその周知を図ります。

⑥防犯講習会の開催（学校教育課）

○日常のなかで犯罪に対する警戒意識の醸成を図るため、学校などにおける防犯講習会などの充実を図ります。

⑦犯罪等の被害にあった児童への支援体制整備（学校教育課）

○犯罪の被害にあった児童に対しては、関係機関の連携協力のもと、あらゆる支援ができるよう体制の整備に努めます。

基本施策 3-2-2. 事故や災害から子どもを守る事業

通学路の点検・整備等交通安全環境の整備とともに、教育・保育施設や学校等での児童生徒への交通安全教育を推進し、交通安全に対する意識を醸成します。また、災害時に対応できるように防災訓練等を実施します。

①通学路点検の実施（教育総務課）

○小・中学校の通学路点検を実施し、幼児・児童にとって危険な箇所の速やかな発見に努めます。

②交通安全教育の実施（社会福祉課、学校教育課、総務課）

○交通安全教育を実施するとともに、その内容の充実を図ります。

③チャイルドカーシート取り付け指導等（総務課）

○チャイルドカーシートの取り付けの指導や後部座席を含めたシートベルトの着用を徹底することにより、交通事故が起こった際の乳幼児の安全性向上に努めます。

④子どもの防災訓練・防災教育（学校教育課）

○災害時の児童生徒の避難場所や避難方法等の指導・教育を行います。

施策の方向3 仕事と子育てが両立できる環境整備

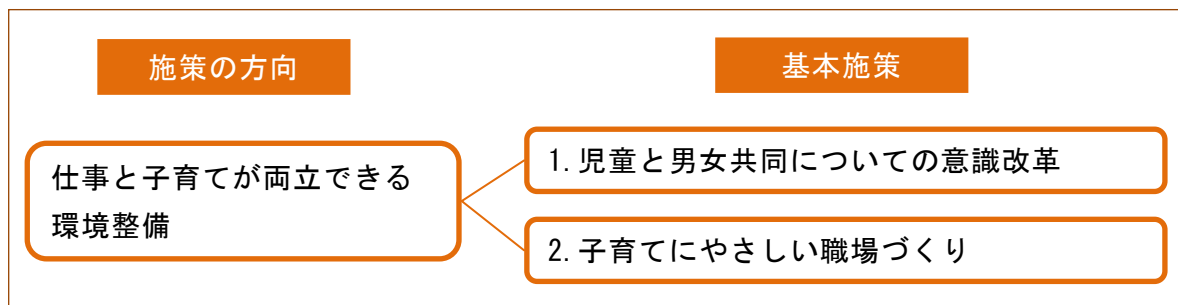
多様な働き方や仕事に対する考え方の相違があるにしても、生活や子育てとの調和「ワーク・ライフ・バランス」（仕事と生活の調和）の実現された姿（「希望」の「現実」化）を希求することが望まれます。（注）

一面では、男女の役割分担意識や働く個人の意識改革が求められるとともに、職場や職場集団の意識の改革が必要であり、育児休業の取得しやすさなど子育てにやさしい働き方や職場づくりを促進することが重要な課題です。

（注）ワーク・ライフ・バランス：「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」（内閣府ワーク・ライフ・バランス憲章による定義）

施策の方向

- ①ワーク・ライフ・バランスを実現する地域社会の構築を目指して、市民の意識改革や子育てしやすい職場環境の整備のために啓発事業を推進します。



基本施策 3-3-1. 児童と男女共同についての意識改革

子どもを主体性のある一人の個人として尊重するとともに、家庭・職場・地域においてあらゆる面での男女共同参画を推進するため、広報・啓発を行います。

①「児童の権利に関する条約」の啓発・普及（社会福祉課）

- 18歳未満の全ての子どもを対象にした条約の趣旨について、子ども・住民に啓発・普及を図ります。

②「男女共同参画社会」の啓発・普及（まちづくり協働課）

- 第2次きたいばらき男女共同参画プランに基づき、計画的な推進を図ります。

基本施策 3-3-2. 子育てにやさしい職場づくり

子育てにやさしい職場づくりを行う事業所やファミリー・フレンドリー企業等の紹介・普及を推進します。(注)

(注) ファミリーフレンドリー企業：仕事と育児・介護両立のために、分割取得できる育児休業制度、育児や介護のための短時間勤務制度、事業所内託児施設の設置など労働者が多様で柔軟な働き方を選べるように様々な制度を設け、取り組みを行っている企業のことです。

①ワーク・ライフ・バランス憲章の普及 (社会福祉課)

○ワーク・ライフ・バランス憲章について広報・ホームページ等により普及を図ります。

②育児休業制度の啓発・普及 (社会福祉課)

○育児休業制度取得について、事業所への啓発・普及を図ります。

③ファミリーフレンドリー企業の普及促進 (社会福祉課)

○仕事と育児・介護とが両立できるような様々な制度を持ち、多様でかつ柔軟な働き方を労働者が選択できるような取組を行う企業（ファミリーフレンドリー企業）の紹介・普及促進を図ります。

④一般事業主行動計画の趣旨の普及 (社会福祉課)

○「計画」策定対象企業の策定促進を図るとともに、「計画」策定対象企業でなくても、「子育てと仕事の両立」ができるような職場環境の趣旨の普及を図ります。